

三田市総合教育会議の運営等に関する規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4の規定に基づき、三田市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営等に関して必要な事項を定めるものとする。

（所管事項）

第2条 会議は、次の各号に掲げる事項を所管する。

- (1) 法第1条の3に規定する大綱に関する協議
- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るために重点的に講ずべき施策についての協議
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき施策についての協議
- (4) 前各号に関する次条に掲げる構成員の事務の調整

（構成員）

第3条 会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

（会議）

第4条 会議は、市長が招集する。

2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。

3 市長は、あらかじめ、構成員に対して、次の事項を通知しなければならない。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 議題

4 市長は、次の各号に掲げる事項を会議の開催日の2週間前までに公表しなければならない。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

- (1) 前項第1号及び第2号に規定する事項
- (2) 公開・非公開の区分
- (3) 傍聴者の定員及び傍聴の手続等（会議を公開する場合に限る。）
- (4) 非公開の理由（会議を非公開とする場合に限る。）

5 会議は、市長が議長となり、会議において発言しようとする者は、議長の許可を得なければならない。

6 会議において構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

（意見聴取）

第5条 会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者の出席を求め、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

（会議の公開）

第6条 会議は、公開するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合であつて、会議で非公開を決定したときは、この限りでない。

- (1) 三田市情報公開条例（平成15年三田市条例第2号）第7条各号に規定する非公開情報に該当する事項について協議又は調整を行う場合
- (2) 会議を公開することにより、会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

(議事録)

第7条 市長は、会議の終了後、遅滞なく、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、前条ただし書の規定により非公開となった場合にあっては、これを公表しないことができる。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 議題
- (3) 出席者の氏名
- (4) 出席した事務局の職員の職及び氏名
- (5) 意見陳述等のために出席した者の氏名
- (6) 傍聴者の人数（会議を公開する場合に限る。）
- (7) 公開・非公開の区分
- (8) 非公開の理由（会議を非公開とする場合に限る。）
- (9) 使用した資料の名称
- (10) 連絡先
- (11) その他必要な事項

(庶務)

第8条 会議の庶務は、企画財政部企画広報課において処理する。

2 前項の庶務を補佐するため、会議には、教育委員会事務局の職員が出席し、求めに応じて説明等を行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、会議において定める。

付 則

この規程は、平成27年4月30日から施行する。